

議 事 録

No. 1

<p>会議名 平成25年度小牧市国民健康保険運営協議会</p>	<p>出席者 松屋 亜州男 (被保険者代表) 鈴木 エイ子 (被保険者代表) 栗山 暢子 (被保険者代表) 菱田 直基 (保険医等代表) 吉田 雄一 (保険医等代表) 船橋 きみえ (保険医等代表) 高木 健 (公益代表) 亀谷 徳之 (公益代表) 平林 克之 (公益代表) 昆 竹 史 (公益代表)</p>
<p>平成25年11月26日(火) 自 P.M. 2時00分 至 P.M. 3時00分</p>	<p>場所 本庁舎 501 会議室</p>
<p>議 題 (1) 国民健康保険の現況について (2) その他</p>	<p>事務局 舟橋 武 仁 (健康福祉部部長) 廣畑 英 治 (健康福祉部次長) 伊藤 俊 幸 (保険年金課長) 水野 清 志 (課長補佐) 小川 真 治 (国保係係長) 中西 稔 (国保係係長) 大橋 誠 司 (国保係主事)</p> <p>欠席者 船橋 俊 次 (被保険者代表) 塚原 邦 秋 (保険医等代表) 村井 茂 樹 (被用者保険代表)</p>
<p>司会</p>	<p>ただいまより、小牧市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。なお、当協議会の傍聴の申し出が、1名ありましたので、報告させていただきます。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、次第に従いまして、始めさせていただきます。 まず始めに、舟橋健康福祉部長から、あいさつを申し上げます。</p>
<p>舟橋部長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、委員の皆様方から自己紹介をいただきたいと思います。継続をお願いをいたします委員の方もおみえですが、新たにご就任いただきました方もおみえですので、全員の方に簡単に結構ですので、自己紹介をお願いいたします。それでは、お手元にお配りしてあります名簿の順に、被保険者代表の松屋様からよろしくお願ひいたします。</p>

議 事 録

No. 2

委員	(あいさつ)
司会	<p>ありがとうございました。なお、本日は、被保険者代表の船橋 俊次様 (ふなはし としつぐ さま)、保険医等代表の塚原 邦秋様 (つかはら くにあき さま)、被用者保険代表の村井 茂樹様 (むらい しげき さま) がご都合により、欠席されております。</p> <p>次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局	(あいさつ)
司会	<p>それでは、当協議会の会長、副会長の選任に移りたいと思います。会長及び副会長の選任は、国民健康保険法施行令第5条及び第5条2項の規定により会長1名、副会長1名を公益代表の委員の方から選出することになっております。選出方法につきましては、従来は推薦でお願いしてまいりましたが、今回も推薦ということで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
司会	<p>ご異議なしとのことでありますので、推薦により会長を選出させていただきますと思います。どなたか、ご推薦をお願いできますでしょうか。</p>
高木委員	<p>従来から会長には、JA 尾張中央農協の代表の方に、副会長には、小牧商工会議所の代表の方をお願いしていると承っております。従いまして、会長には亀谷委員に、副会長には、平林委員をお願いしてはいかがでしょうか。</p>
司会	<p>ただいま、会長には JA 尾張中央農協代表の亀谷委員に、副会長には、小牧商工会議所代表の平林委員をお願いしてはどうかという、ご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。</p>

議 事 録

No. 3

各委員	(異議なし)
司会	ご異議なしということですので、会長には JA 尾張中央農協代表の亀谷 徳之(かめがい のりゆき) 委員、副会長には小牧商工会議所代表の平林 克之(ひらばやし かつゆき) 委員にお願いしたいと思えます。ここで亀谷委員、平林委員には会長席、副会長席の方にご移動をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
正副会長	(席に移動)
司会	それでは、ここで新しく就任されました、お2人を代表して亀谷会長からごあいさつをいただきたいと思えます。亀谷会長よろしくお願いいたします。
亀谷会長	(あいさつ)
司会	ありがとうございました。 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思えますが、議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、会長にお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
亀谷会長	それでは、議事に入りたいと思えますが、その前に事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。
事務局	ただいまの出席委員は10名であります。
亀谷会長	過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。次に、本日の議事録の署名者を指名させていただきます。松屋委員と菱田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 事 録

No. 4

亀谷会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題（１）の「国民健康保険の現況について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">（現況説明）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年度平均被保険者数（資料１） 2 国保財政状況（資料２） 3 保険給付費等の状況（資料３） 4 保険税の状況（資料４） 5 税率の推移（資料５） 6 基金の状況（資料６） 7 特定健康診査等受診状況（資料７） <p>それでは、国民健康保険の現況について説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の資料１をご覧ください。</p> <p>年度平均被保険者数等の実績及び推計であります。まず、加入世帯数であります。平成２４年度の加入世帯数は、２２，５７９世帯、対前年度伸率０．２７％、６１世帯の増となりました。被保険者数につきましては、平成２４年度は４０，４８９人、対前年度伸率△１．０２％、４１８人の減となりました。近年、世帯数は微増、被保険者数は微減で推移しており、平成２５年度以降も同様に推移するものと考えております。なお、被保険者数の内訳であります。一般被保険者数が３８，７５６人、割合にいたしまして、９５．７％、退職被保険者数が１，７３３人、割合といたしまして、４．３％となっております。</p> <p>退職者医療制度であります。この制度は平成２６年度末に廃止されます。平成２７年度以降は、それまでの退職被保険者が６５歳になるまでは退職者医療制度の対象となります。その関係で、平成２７年度以降、退職者被保険者数が段階的に減少していきます。４０歳以上６５歳未満が対象となる介護分の平成２４年度の被保険者数は１万３，７２２人、対前年伸率△２．１０％、２９４人の減となります。</p> <p>続きまして、資料２をご覧ください。国保財政状況であります。</p>

議 事 録

No. 5

事務局	<p>平成24年度決算であります。歳入総額137億5,973万6千円、歳出総額136億9,204万1千円、収支差引が6,769万5千円となっております。なお、実質収支(財源不足を補うためのその他一般会計繰入金等を差し引きしたものは、7億701万9千円の赤字であります。前年度の6億9,098万5千円と比較しますと赤字額が1,603万4千円の増加になりました。</p> <p>歳入であります。国庫支出金が7.5%減の27億9,147万6千円、共同事業交付金が7.5%減の11億9,387万6千円となっているものの、療養給付費等交付金が13.3%増の7億6,331万1千円、前期高齢者交付金が13.6%増の34億4,749万2千円、県支出金が26.4%増の7億3,646万7千円となったことなどにより歳入全体で2%増の137億5,973万6千円となりました。</p> <p>また、一般会計からの繰入金の状況であります。平成23年度の13億936万円から平成24年度は12億6,409万2千円と4,526万8千円の減額となりました。その他一般会計繰入金につきましても平成23年度の7億5千万円から平成24年度は7億円と5千万円の減額となりましたが、依然として高い水準にあります。そのほか 歳入の主な項目といたしまして、国庫支出金が27億9,147万6千円と対前年伸率△7.5%、2億2,746万2千円の減となりました。</p> <p>国は市町村保険者に対し、療養給付費等に要する費用の一部を負担することになっておりますが、この負担割合が34%から32%に下がったことなどによるものであります。</p> <p>歳出につきましては、総務費で16%減の6,970万4千円となっているものの、後期高齢者支援金等で7.7%増の19億9,841万3千円その他の支出で109%増の2億2,919万7千円となっていることにより、歳出全体で約2%増の136億9,204万1千円となりました。</p> <p>歳出の主な項目でございますが、後期高齢者支援金等が19億9,841万3千円と対前年伸率7.7%、1億4,362万2千円の増となりました。これは主に対象医療費の増加に伴い一人当たりの拠出金が増加したことによるものであります。その他の支出が2億2,919万7千円と対前</p>
-----	---

議 事 録

No. 6

	<p>年伸率109.0%、1億1,953万1千円の増となりました。これは主に23年度の療養給付費負担金の精算等によるものです。平成25年度の歳入歳出予算の総額は145億2,586万4千円で、対前年当初予算比で5%の増となっております。</p>
	<p>続きまして、資料3をご覧ください。保険給付費の状況であります。</p>
	<p>平成24年度の保険給付費計は92億2,140万7千円で対前年比0.2%の増加になっています。このうち一般被保険者療養給付費が対前年伸率0.54%増の76億3,750万7千円と保険給付費全体の約83%を占めております。このような状況の中、保険給付費の増加を抑制し適正なものとしていくため、特定健康診査・特定保健指導、ジェネリック医薬品の利用促進、医療費通知の送付などの対策を実施しています。</p>
	<p>続きまして、資料4をご覧ください。保険税の収納状況であります。</p>
	<p>歳入の根幹をなす保険税の収納状況であります。平成24年度現年度分であります。調定額35億5,255万3千円、収納額31億8,382万2千円となりました。滞納繰越分については、調定額16億8,734万1千円、収納額2億5,857万6千円となりました。現年度分を平成23年度と比較いたしますと、調定額で4,976万8千円の減額となっており、収納額では3,307万4千円の減額になりました。現年度分収納率は、還付未整理金を除く額で89.62%となり、対前年度比0.32ポイント増となっております。滞納繰越分につきましては、15.32%となり、対前年度比0.85ポイント減となっております。</p>
	<p>このような状況の中、収納率の向上のため、短期保険証の基準強化、外国人納税相談員の配置、弁護士による多重債務相談、口座振替の推進などの対策を実施しています。いずれにしましても、地道な努力が大切であると考えておりますので、今後とも収納率の向上に向けて努力していきたいと考えております。</p>
	<p>続きまして、資料5をご覧ください。税率の推移であります。</p>
	<p>税率につきましては、平成20年度から今と同じ税率となっております。</p>
	<p>続きまして、資料6をご覧ください。国民健康保険事業基金の状況であり</p>

議 事 録

No. 7

	ます。
	基金につきましても、平成20年度から積立・取崩ともにございませぬ。
	続きまして、資料7をご覧下さい。特定健康診査等受診率の状況であり
	ます。
	平成24年度の特定健康診査の受診率ですが、前年度より1.1ポイント上昇し、41.9%となりました。24年度の国・県における平均値は
	発表前ではありますが、23年度までの小牧市の受診率は、国・県の平均値
	を上回っております。平成24年度の特定保健指導の受診率ですが、前年
	度より2.7ポイント上昇し、15.4%となりました。こちらにつきま
	しては、国の平均値を下回っています。
	特定健康診査、特定保健指導ともに、小牧市の計画目標値を下回ってい
	るため、「特定健康診査の実施期間の拡大」、「特定保健指導における積極
	的支援の利用者の窓口負担の無料化」などを実施し、目標達成に向け、取
	り組んでいるところであります。
	以上で、国民健康保険の現況の説明を終わらせていただきます。
亀谷会長	事務局の説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいただき
	たいと思います。ご質問、ご意見等はございませんか。
平林副会長	副会長として質問するのも失礼なことかと思いますが、健康維持する
	というのが、病院にかかることを減少させるということになると思
	いますので、もう少し横断的に、例えば、保健センターですとか、そういうところ
	でも、継続的に調整をとりながら、健康を維持するような施策も積極的にう
	っていただくことが、私としては、一番健康を維持するためには良いのか
	など。イコール保険に、医者にかからない、その辺を、「健康日本21」
	という一つの計画があると思いますので、是非そういったものを見なが
	ら、横断的に、今もやられていると思いますが、さらに推進していただ
	ければ幸いです。
	それと、7億くらい的一般会計からの繰り入れが、昨年も、ちょっとお
	話いただきましたが、相当大きな額でございますので、こういったことを

議 事 録

No. 8

	<p>少しでも少なくするために、ご努力をされているとは思いますが、さらに、私が申し上げたように横断的なことや、先ほど事務局がお話したように、ジェネリック医薬品とかですね、そういったものを普及していただきながら、少しでも医療費を少なくするような考え方で進んでいただければ幸いかなと思いますので、よろしく願います。</p> <p>また、あとその他で1点質問をしたいことがございますので、また質問させていただきます。ちょっと事務局に私からの希望ということで述べさせていただきますので、よろしく願います。</p>
亀谷会長	事務局、今のご意見につきまして何かありませんか。
事務局	<p>冒頭、舟橋部長の挨拶の中にもありましたが、保健事業につきましては今後大変重要になっていくと思いますので、今の平林委員の話のとおり、保健センターと協同しての健康づくりにつきまして力を入れていきたいと思えます。現在につきましても、保健センターと協同して健康講座みたいなものを行っておりますが、もう少し拡大していくような方向でできないか検討していきたいと思えます。</p> <p>一般会計からの繰入金の話もいただきました。おっしゃるとおり、一般会計の繰入金についてはできるだけなくすような努力をしていきたいと思えます。ジェネリック医薬品の推進につきましても、今年度、今までは希望カードという形でカードをお配りしていましたが、保険証に貼れるような形の希望シールに置き換えて、保険証更新のときに全加入者にお送りさせていただいておりますし、差額通知というの、昨年度から実施させていただきまして、ジェネリック医薬品に切り替えますとこのくらいの金額の負担が減りますよという差額通知ですけど、昨年度からお送りさせていただきまして、昨年度は年2回送りまして今年度は年4回に回数増やして実施させていただいております。いただきましたご意見につきましては検討をして進めていきたいと思えますのでよろしく願います。</p>
松屋委員	今、ジェネリックの話が出たのですが、お医者さんが処方を書られます

議 事 録

No. 9

	<p>よね。そのときに、これは新薬だから、まだジェネリックはまだありませんが、他の例えばジェネリックのあるお薬はたくさんあると思うんですよ。そのときに、お医者さんがジェネリックでもいいですよというような、指導を患者さんにされていますかね。僕がたまたま受診しているところは、ジェネリックでもいいですよ、ただし処方については、ジェネリックの品名は書いてなかったんですけども、なおかつ、調剤薬局に行ったときに、調剤師さんも積極的にジェネリックだと安くなりますが、効能的にはそんなに変わらないですよと言ってもらい、お医者さんからも聞いていたので、余計そうやって言われると、安いほうがいいですよねということで、僕は、ジェネリックのあるやつは、ほとんどジェネリックに切り替わってると思います。そこらへんお医者さんなどの協力というか、患者さんに対して安心感をあたえる一言が添えられておると、意外とジェネリックを使うということに対して抵抗感が減ると思うんですけど。調子が悪いときは、お医者さんの一言一言がものすごく聞きますからね。行政側からもそういうお願いというようなことをやっていただけるとありがたいなと思います。どうでしょうかね。やってみえますよね。</p>
吉田委員	<p>基本的にはジェネリックを使おうというのがありますが、中には一部には院内で先発しかおいてないということがあったり、あるいは、テレビなどで、ジェネリックは先発品と全く同じだ、同じだと、言いましたけれども。実際問題は、4、5年前、岐阜の●●薬品かなんかで、精度管理が非常にずさんであったと。厚生労働省の監査があるときには、きちんとした薬を並べて、そうでないときには、含有量のばらつきのあるものが、実際には出荷されておったという事例がありましたし、ステロイドホルモンのプレドニンのジェネリックと先発品だと、先発品ならずと同じ分量のものが作成されますが、これがジェネリックになりますと多少これがぶれるということがあります。血圧の薬だと、実際問題、患者さんがジェネリック希望ということで処方し、飲み始めたところ、どうも調子がということで、もう一回戻してくれという話もありますから。安いのはたしかに、いいんですけど。ごく一部に安かろう悪かろうというものがあるのも事</p>

議 事 録

No. 10

	<p>実ですから、完璧に全部きれいにジェネリックになったらどうなるかと不安が、医者の中には、あるのは確かです。原則としては、私は、希望のある人には、もちろん全部ジェネリックにしていますが、そういう製品によっては、心配なものもあつたり色々ありますから、先発品のままということもありますので、全く、ジェネリックのあるものは全部ジェネリックでということになったら、それはどうかなと議論のあるところではないかなど。いわゆる精度管理というところにおいて、大手のところはまずまず大丈夫だろうと思えますけれど、中にはそういう調べが入ったときは、きれいな良いものを出すけれども、そうでないときは、というメーカーも一部にはあるようでございますのでそこはご認識いただけると良いと思えます。</p>
舟橋部長	<p>ただいま、松屋議員のほうからご質問というか確認がありました内容についてですが、現在は原則、処方箋を薬局のほうへお医者さんがきられますけれども、基本的には、ジェネリックに出来る仕組みになります。当然のことながらドクターが患者さんにジェネリックの説明もされて、そして、その症状なんかを、ドクターが診察をする中でやはりジェネリックよりも先発薬品のほうがこの方には適しているという場合には当然新薬を処方されます。そういう中で、特に、お医者さんのほうが後発薬品でも問題が無いというふうに判断をされる場合は、基本的には、今はジェネリックの流れになっておりますので、ちょっと前は、4、5年前は、全く逆で、原則新薬、希望すればジェネリックとういうようなときもございました。今は逆で、原則ジェネリック、ただ、やはり新薬のほうがこの方にとっては合っている、新薬が必要だというような場合は、逆に新薬を処方する仕組みにすでになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。</p>
松屋委員	<p>原則、制度的にジェネリックになっているというならば、あとはお医者さんが患者さん個々で同じ症状に対しても患者さんによってそれぞれ違いますよね。同じ症状、同じ病名でも、この方にはジェネリックだとちょっとまずいなあ、という話だと、お医者さんが指導していただければと。</p>

議 事 録

No. 11

松屋委員	<p>その時に、別のジェネリックでもいいよとか、原則そうなっているよとか、逆にお医者さんの方から、あなたの場合はジェネリックで十分いいですよと、一言添えていただければ何の抵抗も無く、今の制度にのっかり、より安いお薬で治すことができると思いますね。そこらへんのちょっとした一言をいただければわれわれ使う側としては安心なんです。すべて原則どおりにやれ、原則には例外がありますけど、そうなっているからこうしなさいよとって、合わない薬を飲まされても、治るものが悪くなったら仕方が無いですから。お医者さんがちょっと一言添えていただければそれで十分です。全てしなさいというわけではないですから。そこらへんの連携がうまくとっていただければそれに越したことはない。薬の占めるお金の割合はかなり高いと思いますので。ちょっとした一言、アドバイスをいただければなど。安心して使えますから。要は安心がもらえれば、医者にかかった効果がありますよね。不安になるといかんですわ。ということです。ありがとうございます。</p>
亀谷会長	<p>その他ご質問、ご意見等なにかございませんか。</p>
吉田委員	<p>資料3に出産育児一時金とありますけど、元気なお子さんにもあるいは不幸にもお亡くなりになったお子さんにも払われるものですかね。その割合が分かっておれば教えてください。</p>
事務局	<p>不幸にもお亡くなりになったお子さんについても健康に生まれたお子さんについても対象になります。ただしその割合については、申し訳ないですけど、今手元に資料がございませんのですいません。また調べて回答させていただきます。</p>
吉田委員	<p>本当に出産という形のときに死産の方には分かりますが、明らかにだいぶ前にとても元気に生まれることがないでしょというときの費用も対象になっていると聞いておりますが。</p>

議 事 録

No. 12

事務局	<p>補足になりますけど、出産育児一時金ということで39万と42万があるのですが、妊娠週数が、12週か13週のそれ以降の処置の場合には、一時金というのは支給されます。今は、婦人科とかで産科医療補償制度と いうて、生まれたときに脳性まひなどの障害がでたときの保険である産科医療補償制度に加入している医療機関でご出産された方については42万円、加入していない医療機関や海外での出産された方だと39万の支給になっております。今現在、12週以上で死産の場合でも出るんですが、 実際生きて出てきた子に対して、あと亡くなった子に対して何人に支払っているかというのは、数字的には申し訳ないですが把握はできていません。先ほど、12週と言ったのですが、日数が85日以上であれば死産でも流産でも通常分娩、異常分娩問わず支給があります。</p>
吉田委員	<p>そこで区切った理由は、何か厚生労働省とかの指標があるのですか。小牧市独自ですか。</p>
事務局	<p>小牧市独自ではないです。</p>
吉田委員	<p>全国的にそうなっているということですね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
亀谷会長	<p>その他ご質問、ご意見等なにかございませんか。 ご意見も出尽くしたようでありますので、 議題の(2) 「その他」に入りますが、事務局の方で何かありましたら お願いいたします。</p>
事務局	<p>「その他」に入らせていただきます冒頭、舟橋部長の挨拶のなかでもありましたが、来年度、国民健康保険について、制度改正が予定されています。現時点で平成26年度に行われる可能性がある制度改正については、4点ございます。</p>

議 事 録

No. 13

事務局	<p>まず、第1に「低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充」、第2に「国民健康保険税の賦課限度額の見直し」、第3に「70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いの見直し」、第4に「高額療養費の見直し」であります。</p> <p>国において、平成26年度税制改正の手続きや予算編成の過程で検討されております。なお、詳細が分かりましたら、2月頃になろうかと思っておりますが、再度当協議会に諮ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上であります。</p>
亀谷会長	委員の皆様、何か他にありましたらお願いいたします。
平林副会長	<p>国民会議という国の会議で国保事業が広域単位、都道府県単位になると議論されているとお聞きしましたが、今後どのような方向で、私が言った形になるのか、単純に今までどおり市の単位で国保事業を行うのか、県の単位で行うのか情報が分かれば少し知恵として持っておきたいので、教えていただければ幸いです。</p>
事務局	<p>国民健康保険の広域化、都道府県化の状況ということでございます。委員がおっしゃられたように社会保障制度改革国民会議の方で検討がされまして今年の8月に報告書が提出されています。国民健康保険の運営につきましては都道府県が担うことを基本とするというような話で、しかし、保険料（税）の徴収や、医療費適正化などの機能は市町村が担い、都道府県と市町村が適切な分権的な仕組みを目指すべきとされました。なお国保の財政的な構造問題の解決を前提条件とすべきとされています。ただ報告書では都道府県に移行すべきものとされておりまして、今後、国において具体化に向けて制度改革が検討されているものと考えております。</p>
亀谷会長	<p>みなさん、他に何か他にございませんか。</p> <p>特にないようでありますので、議事は終了いたします。</p> <p>事務局から他に連絡事項等がありますか。</p>

議 事 録

No. 14

事務局	本日はご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。
	議事録につきましては、作成しだい署名をいただきにお伺いさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
亀谷会長	それでは、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。
	委員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございました。

国保財政状況

単位：千円

内訳	年度										参考
	21	前年比	22	前年比	23	前年比	24	前年比	25 (予算)	前年比	
歳入総額	12,354,809	100.06%	12,579,571	101.82%	13,495,761	107.28%	13,759,736	101.96%	14,525,864	105.57%	
国民健康保険税	3,658,697	98.15%	3,487,306	95.32%	3,507,697	100.58%	3,445,778	98.23%	3,513,501	101.97%	
国庫支出金	2,515,101	95.22%	2,720,045	108.15%	3,018,938	110.99%	2,791,476	92.47%	2,829,673	101.37%	
療養給付費等交付金	420,630	38.55%	483,428	114.93%	673,813	139.38%	763,311	113.28%	683,418	89.53%	
前期高齢者交付金	2,484,953	126.39%	2,771,113	111.52%	3,034,938	109.52%	3,447,492	113.59%	3,731,007	108.22%	
県支出金	542,230	99.15%	554,101	102.19%	582,618	105.15%	736,467	126.41%	749,557	101.78%	
共同事業交付金	1,009,137	90.44%	1,156,355	114.59%	1,290,633	111.61%	1,193,876	92.50%	1,503,699	125.95%	
一般会計繰入金	1,466,092	120.78%	1,321,318	90.13%	1,309,360	99.09%	1,264,092	96.54%	1,475,701	116.74%	
保険基盤安定繰入金	341,512	104.29%	416,919	122.08%	403,119	96.69%	404,143	100.25%	410,402	101.55%	
職員給与費等繰入金	200,493	167.70%	90,653	45.22%	91,794	101.26%	95,809	104.37%	111,999	116.90%	
出産育児一時金繰入金	66,087	98.86%	58,746	88.89%	64,447	109.70%	64,140	99.52%	67,200	104.77%	
その他一般会計繰入金	858,000	122.57%	755,000	88.00%	750,000	99.34%	700,000	93.33%	886,100	126.59%	
繰越金	181,405	-	11,092	6.11%	15,699	141.53%	74,714	475.92%	2	0.00%	
その他の収入	76,564	172.84%	74,813	97.71%	62,065	82.96%	42,530	68.52%	39,306	92.42%	
歳出総額	12,343,717	101.46%	12,563,872	101.78%	13,421,047	106.82%	13,692,041	102.02%	14,525,864	106.09%	
総務費	186,675	158.56%	104,656	56.06%	83,044	79.35%	69,704	83.94%	85,258	122.31%	
保険給付費	8,436,410	102.69%	8,688,971	102.99%	9,201,659	105.90%	9,221,407	100.21%	9,799,406	106.27%	
後期高齢者支援金等	1,797,424	109.79%	1,666,315	92.71%	1,854,791	111.31%	1,998,413	107.74%	2,095,245	104.85%	
前期高齢者納付金等	5,111	231.79%	2,891	56.56%	5,491	189.93%	2,095	38.15%	4,210	200.95%	
老人保健拠出金	123	0.03%	21,533	17506.50%	100	0.46%	85	85.00%	141	165.88%	
介護納付金	578,979	96.75%	708,484	122.37%	778,268	109.85%	776,534	99.78%	821,374	105.77%	
共同事業拠出金	1,108,419	100.53%	1,253,165	113.06%	1,261,470	100.66%	1,264,813	100.27%	1,503,701	118.89%	
保健事業費	100,279	100.27%	98,693	98.42%	126,558	128.23%	129,793	102.56%	158,896	122.42%	
その他の支出	130,297	662.92%	19,164	14.71%	109,666	572.25%	229,197	209.00%	57,633	25.15%	
収支差引	11,092	6.11%	15,699	141.53%	74,714	475.92%	67,695	90.61%	0	-	
内	基金積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
記	次年度繰越金	11,092	6.11%	15,699	141.53%	74,714	475.92%	67,695	90.61%	0	-
繰	その他一般会計繰入金	858,000	122.57%	755,000	88.00%	750,000	99.34%	700,000	93.33%	886,100	126.59%
入	基金繰入金	0	-	0	-	0	-	0	0	0	
等	前年度繰越金	181,405	-	11,092	6.11%	15,699	141.53%	74,714	475.92%	2	0.00%
実	質収支	-1,028,313	198.29%	-750,393	72.97%	-690,935	92.08%	-707,019	102.32%	-886,102	125.33%

(3月～2月年間平均)

年 度	21		22		23		24	
	人・世帯	前年比	人・世帯	前年比	人・世帯	前年比	人・世帯	前年比
一 般 被 保 険 者	39,660	102.00	39,259	98.99	39,110	99.62	38,756	99.09
退 職 被 保 険 者	1,914	73.28	1,846	96.45	1,797	97.35	1,733	96.44
被 保 険 者 数 合 計	41,574	100.19	41,105	98.87	40,907	99.52	40,489	98.98
介 護 被 保 険 者 数	13,887	100.03	13,933	100.33	14,016	100.60	13,722	97.90
世 帯 数 合 計	22,402	100.48	22,449	100.21	22,518	100.31	22,579	100.27

2. 保険給付費の内訳及び推移

一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費	支払額(千円)	6,993,531	105.36	7,205,708	103.03	7,596,132	105.42	7,637,507	100.54
	1人当り支払額 (円)	176,337	103.30	183,543	104.09	194,225	105.82	197,066	101.46
退 職 被 保 険 者 等 療 養 給 付 費	支払額(千円)	505,809	77.60	469,872	92.90	517,902	110.22	512,327	98.92
	1人当り支払額 (円)	264,268	105.90	254,535	96.32	288,204	113.23	295,630	102.58
一 般 被 保 険 者 療 養 費	支払額(千円)	95,488	107.99	108,084	113.19	103,766	96.00	102,599	98.88
	1人当り支払額 (円)	2,408	105.88	2,753	114.35	2,653	96.37	2,647	99.78
退 職 被 保 険 者 等 療 養 費	支払額(千円)	6,821	59.42	7,600	111.42	6,418	84.45	5,961	92.88
	1人当り支払額 (円)	3,564	81.08	4,117	115.53	3,572	86.76	3,440	86.76
審 査 支 払 手 数 料	支払額(千円)	24,255	102.72	24,414	100.66	25,082	102.74	25,771	102.75
	1件当り単価 (円)	37円52銭		37円52銭		37円54銭		37円52銭	
① 療 養 諸 費 計		7,625,904	102.87	7,815,678	102.49	8,249,300	105.55	8,284,165	100.42

一 般 被 保 険 者 高 額 療 養 費	支払額(千円)	648,702	105.25	719,190	110.87	770,356	107.11	766,918	99.55
	1人当り支払額 (円)	16,357	103.19	18,319	111.99	19,697	107.52	19,788	100.46
退 職 被 保 険 者 等 高 額 療 養 費	支払額(千円)	52,735	70.51	50,384	95.54	72,192	143.28	64,888	89.88
	1人当り支払額 (円)	27,552	96.23	27,294	99.06	40,174	147.19	37,443	93.20
② 高 額 療 養 費 計		701,437	101.49	769,574	109.71	842,548	109.48	831,806	98.73

③ 出 産 育 児 一 時 金	支払額(千円)	101,069	100.80	93,069	92.08	98,861	106.22	96,036	97.14
	1人当り支払額 (円)	39万円・42万円		39万円・42万円		39万円・42万円		39万円・42万円	
④ 葬 祭 費	支払額(千円)	8,000	71.36	10,650	133.13	10,950	102.82	9,400	85.84
	1人当り支払額 (円)	5万円		5万円		5万円		5万円	

①～④ 保 険 給 付 費 計		8,436,410	102.69	8,688,971	102.99	9,201,659	105.90	9,221,407	100.21
-----------------	--	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------

3. 拠出金等の推移

介 護 納 付 金	支払額(千円)	578,979	96.75	708,484	122.37	778,268	109.85	776,535	99.78
	1人当り支払額 (円)	41,692	96.72	50,849	121.96	55,527	109.20	56,591	101.92
老 人 保 健 拠 出 金	支払額(千円)	123	0.03	21,533	17506.50	100	0.46	85	85.00
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	支払額(千円)	1,797,424	109.79	1,666,315	92.71	1,854,791	111.31	1,998,413	107.74
	1人当り支払額 (円)	43,234	109.57	40,538	93.76	45,342	111.85	49,357	108.85
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	支払額(千円)	5,111	231.79	2,891	56.56	5,491	189.93	2,095	38.15
	1人当り支払額 (円)	123	232.08	70	56.91	134	191.43	52	38.81

保険税収納状況等

項目	21年度		22年度		23年度		24年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
調定額(千円)	3,901,531	98.76	3,630,109	93.04	3,602,321	99.23	3,552,553	98.62
1世帯当たりの調定額(円)	174,160	98.29	161,705	92.85	159,975	98.93	157,339	98.35
1人当たりの調定額(円)	93,845	98.57	88,313	94.11	88,061	99.71	87,741	99.64
収納額(千円)	3,403,709	98.36	3,210,878	94.33	3,216,896	100.19	3,183,822	98.97
1世帯当たりの収納額(円)	151,938	97.89	143,030	94.14	142,995	99.98	141,008	98.61
1人当たりの収納額(円)	81,871	98.17	78,114	95.41	78,714	100.77	78,634	99.90
収納率(%)	87.24	△ 0.36	88.45	1.21	89.30	0.85	89.62	0.32
調定額(千円)	1,721,049	105.89	1,804,967	104.88	1,779,057	98.56	1,687,341	94.84
収納額(千円)	250,665	93.80	274,069	109.34	287,705	104.98	258,576	89.88
収納率(%)	14.56	△ 1.87	15.18	0.62	16.17	0.99	15.32	△ 0.85
課税所得額(千円)	38,918,733	95.31	32,746,943	84.14	32,420,259	99.00	31,774,452	98.01
1世帯当たりの課税所得額(円)	1,737,288	94.85	1,458,726	83.97	1,439,749	98.70	1,407,194	97.74
1人当たりの課税所得額(円)	936,132	95.12	796,666	85.10	792,536	99.48	784,748	99.02
軽減額(千円)	286,885	104.61	352,781	122.97	347,018	98.37	346,835	99.95
軽減世帯数	6,564	105.23	7,877	120.00	7,948	100.90	8,053	101.32

※1世帯繰越分は医療、支援、介護の合計。 ※2収納額には還付未済額は含まない。

(1) 税率の推移

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額 (万円)	
	%	%	円	円	小牧	税法
14	5.8	30	19,000	21,000	50	53
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	7
15	5.8	30	19,000	21,000	50	53
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	8
16	5.9	30	22,000	23,000	53	53
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	8
17	5.9	30	22,000	23,000	53	53
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	8
18	5.9	30	22,000	23,000	53	53
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	9
19	5.9	30	22,000	23,000	53	56
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	9
20	4.0	20.5	23,500	24,100	47	47
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	9	9
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	12	12
21	4.0	20.5	23,500	24,100	47	47
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	9	10
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	12	12
22	4.0	20.5	23,500	24,100	50	50
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	10	10
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	13	13
23	4.0	20.5	23,500	24,100	51	51
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	12	12
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	14	14
24	4.0	20.5	23,500	24,100	51	51
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	12	12
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	14	14
25	4.0	20.5	23,500	24,100	51	51
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	12	12
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	14	14

※ () は改正

国民健康保険事業基金

平成25年11月26日現在 (単位：千円)

年 度	前年度末 現在高	年度中増減				①+②-③計	年度末 現在高	翌年度繰越金	その他繰入金
		①決算積立	②預金利子	③取崩し					
10	207,858	100,000	3,478	50,000	53,478	261,336	67,681	200,000	
11	261,336	90,000	1,643	100,000	△8,357	252,979	107,990	220,000	
12	252,979	120,000	1,063	0	121,063	374,042	117,995	220,000	
13	374,042	125,000	750	200,000	△74,250	299,792	155,966	280,000	
14	299,792	160,000	8	250,000	△89,992	209,800	197,725	400,000	
15	209,800	0	2	128,000	△127,998	81,802	118,690	532,000	
16	81,802	0	1	50,000	△49,999	31,803	186,735	675,000	
17	31,803	0	0	0	0	31,803	60,427	790,000	
18	31,803	0	0	20,000	△20,000	11,803	5,197	851,500	
19	11,803	0	0	11,803	0	0	0	1,206,739	
20	0	0	0	0	0	0	181,405	700,000	
21	0	0	0	0	0	0	11,092	858,000	
22	0	0	0	0	0	0	15,699	755,000	
23	0	0	0	0	0	0	74,714	750,000	
24	0	0	0	0	0	0	67,695	700,000	

特定健康診査等受診率状況（市町村国保）

●特定健康診査受診率（％）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
全国平均 (市町村国保)	30.9	31.4	32.0	32.7	
愛知県平均	33.8	35.1	35.6	35.8	
小牧市	35.3	40.9	40.3	40.8	41.9
	8,596/24,335	10,108/24,737	10,089/25,042	10,326/25,297	10,782/25,752
小牧市計画目標値	41.4	47.3	53.3	59.2	65.2

●特定保健指導受診率（％）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
全国平均 (市町村国保)	14.1	19.5	19.3	21.7	
愛知県平均	9.2	13.1	12.2	13.7	
小牧市	0.6	3.8	13.0	12.7	15.4
	8/1,348	53/1,409	172/1,328	159/1,250	196/1,275
小牧市計画目標値	20.0	30.0	35.0	40.0	45.0

※網掛けについて

平成23年度の全国平均数値は速報値です。